

## ○みやこ町立学校児童生徒就学援助規則

平成18年3月20日

教育委員会規則第16号

改正 平成20年3月26日教委規則第1号

平成29年9月1日教委規則第7号

令和2年7月29日教委規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学が困難であるとみやこ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める児童又は生徒の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。）に必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この規則により、教育委員会が就学援助をする者は、みやこ町立小学校、みやこ町立中学校、福岡県立中学校又は福岡県立中等教育学校に在学する児童若しくは生徒又はみやこ町内に住所を有し、かつ、次年度にみやこ町立小学校、みやこ町立中学校、福岡県立中学校若しくは福岡県立中等教育学校に入学を予定している者（以下「児童生徒」と総称する。）の保護者のうち、児童生徒を対象とした本町以外の市町村からの就学援助を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）。なお、準要保護者として取り扱う者は、次に掲げるいずれかの状態にある者をいう。

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく町民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条に基づく町民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の減免
  - (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
  - (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - (ケ) 世帯更生貸付補助金に係る貸付け
- イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 旧失業対策事業従事者暫定就労事業紹介対象者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - (イ) 職業が不安定で生活状況が悪いと認められる者
  - (ウ) PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
  - (エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、生活状態が極めて悪いと認められるもの
  - (オ) 経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができる。

(援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによることが適当でないとき、その他援助の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(援助の範囲)

第4条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- (1) 学校給食費
- (2) 義務教育に伴って必要な学用品代及び通学用品代
- (3) 修学旅行費
- (4) その他義務教育に伴って必要なもの

(就学援助の申請)

第5条 就学援助を必要とする児童生徒の保護者は、教育委員会が別に定める書類を添えて、教育委員会に申請するものとする。

2 就学援助に係る申請は、毎年度行うものとする。

(支給の認定等)

第6条 教育委員会は、前条の申請があった者について、第2条に規定する資格の有無を審査して援助を認定する。この場合において、教育委員会は、校長の意見等を徴することができる。

2 教育委員会は、前項の認定をしたときは、学校長及び保護者に通知しなければならない。また、却下したときも同様とする。

(援助費の交付)

第7条 教育委員会は、援助費を、就学援助を認定した児童生徒の保護者（以下「認定者」という。）に対し直接支給し、又は児童生徒の在学する学校の学校長を経て支給するものとする。

2 援助費を支給する期間は、教育委員会が支給を認定した日から当該学年の末日までとする。

(支給認定の取消し)

第8条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費を停止し、又は支給の認定を取り消すことができる。

(1) 支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就学援助の認定を受けたことが判明したとき。

2 教育委員会は、前項第2号の規定に該当する認定者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の犀川町児童生徒就学援助規則（平成16年犀川町教育委員会規則第5号）、勝山町立学校児童生徒就学援助規則（平成16年勝山町教育委員会規則第5号）又は豊津町立学校児童生徒就学援助規則（平成11年豊津町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、

それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月26日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月1日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月29日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のみやこ町立学校児童生徒就学援助規則は、令和2年4月1日から適用する。